

# NAGANO YOMIURI IS PRICE LIST

## ■ 普通料金

地区	地区	媒体紙 読売 中日	B5・B4 (A5・A4)	B3 (A3)	B2 (A2)	B1 (A1)	配送料	備考
			※3.05	8.00	16.00	24.00		
北信地区	長野市、須崎市、千曲市、 中野市、飯山市、 上高井郡、下高井郡 上水内郡、下水内郡	3.05	5.60	10.00	15.30	長野市外 B5~B2 @0.20増し B1 @0.40増し		
		※3.05	8.00	16.00	24.00	1販売店につき350円 (信毎販売センター及び 一部の販売店は無料)	※B5・B4のみ部数 により料金変動 ※別1	
			※別1	検収枚数	5万枚以上~7.5万枚未満	7.5万枚以上~10万枚未満	10万枚以上~15万枚未満	15万枚以上
			単	備	3.00	2.95	2.90	2.85
東信地区	上田市、小諸市、佐久市、 小県郡、北佐久郡、南佐久郡、 埴科郡(信毎・毎日)		3.00	6.00	12.00	19.00		四六版 110kg以上
中信地区	松本市、塩尻市、大町市、 東筑摩郡、安曇野市、北安曇郡		2.80	6.00	12.00	24.00	B4換算2,000枚につき 1梱包あたり200円 ・B5 ⇨ 4,000枚 ・B3 ⇨ 1,000枚 ・B2 ⇨ 500枚 ・B1 ⇨ 250枚 (一部の販売店は無料)	松本市の信毎、朝 日、日経では規定 部数に満たない小 口部数は割増料金 の適用 四六版 110kg以上
南信地区	木曾郡		4.00	8.00	15.00	24.00	1梱包につき200円	
	岡谷市、諏訪市、諏訪郡、茅野市		2.80	6.00	12.00	24.00		四六版 110kg以上
	上伊那郡(小野、辰野)		2.80	6.00	12.00	24.00		
	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 (上記以外)、飯田市、下伊那郡		2.70	5.30	12.00	24.00	上伊那郡・駒ヶ根市 の信毎は1店につき 100円	四六版 110kg以上

※特殊サイズ・変型サイズ・連合広告チラシについての料金はお問い合わせ下さい。

## 梱包

◆印刷物の1梱包枚数はサイズ別に下記の通りをお願い致します。

【普通紙】

サイズ	枚数	厚紙	枚数
B4 (A4)	2,000枚を1梱包に	B5・B4 (A4) 厚	1,000枚を1梱包に
B3 (A3)	1,000枚を1梱包に	B3 (A3) 厚	500枚を1梱包に
B2 (A2)	500枚を1梱包に	B2 (A2) 厚	250枚を1梱包に
B1 (A1)	250枚を1梱包に		

◆B3 (A3) 以上は、B4 (A4) サイズに折ってください。

◆同サイズ2種以上の印刷物を納入される場合は、梱包箱の色分け又は宛着付梱包等、外部から判別できるようにご配慮ください。

◆普通紙 B5 (A5) 4,000枚を1梱包に

折込料金は原則として

折込日の2日前の午前中(土・日・  
祝祭日除く)までに下記指定銀行口  
座へお振り込み願います。

八十二銀行 南長池支店  
店番 237 普通 93994  
株式会社長野読売IS

## ■ 厚紙料金

地区	地区	媒体紙 読売 中日	B5・B4 (A5・A4)	B3 (A3)	B2 (A2)	B1 (A1)	配送料	備考
			3.70	6.80	12.00	—		
北信地区	長野市、須崎市、千曲市、 中野市、飯山市、 上高井郡、下高井郡 上水内郡、下水内郡	3.70	6.80	12.00	—	長野市外 @0.20増し		四六版 110kg以上
		7.00	12.00	20.00	—	1販売店につき350円 (信毎販売センター及び 一部の販売店は無料)		四六版 110kg以上
東信地区	上田市、小諸市、佐久市、 小県郡、北佐久郡、南佐久郡、 埴科郡(信毎・毎日)		5.50	11.50	17.50	—		四六版 110kg以上
中信地区	松本市、塩尻市、大町市、 東筑摩郡、安曇野市、北安曇郡		3.80	8.00	16.00	—	B4換算1,000枚につき 1梱包あたり200円 ・B5 ⇨ 1,000枚 ・B3 ⇨ 500枚 ・B2 ⇨ 250枚 (一部の販売店は無料)	松本市の信毎、朝 日、日経では規定 部数に満たない小 口部数は割増料金 の適用 四六版 110kg以上
南信地区	木曾郡		6.00	10.00	19.00	—	1梱包につき200円	四六版 110kg以上
	岡谷市、諏訪市、諏訪郡、茅野市		4.00	8.00	16.00	—		四六版 110kg以上
	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 飯田市、下伊那郡		4.00	8.00	16.00	—	上伊那郡・駒ヶ根市 の信毎は1店につき 100円	四六版 110kg以上

空欄は料金をご相談下さい。

## ■ 新聞折込広告基準 (平成14年5月17日改正)

- 責任の所在および内容が不明確な広告**  
(1) 広告主名、所在地名、連絡先が記載されていない広告。  
(2) 広告の意味、目的が分からないもの。
- 虚偽または誤認されるおそれがある広告**  
(1) 「日本一」「世界一」など最高・最大級の表現、「確実に儲かる」「絶対豊せる」などの断定表現を何の裏付けもなく使用した広告。  
(2) 「二重価格表示広告」「おとり広告」は受け付けるべきではない。
- 公序良俗を乱す表現の広告**  
露骨な性表現、あるいは暴力や犯罪を肯定・礼賛する広告、麻薬・覚醒剤の使用を賛美したり、その他残虐な表現のある広告。
- 不動産広告**  
不動産広告の表示は、「宅地建物取引業法」などの関係法規、不動産公正取引協議会の「不動産の表示に関する公正競争規約」による。
- 求人広告**  
(1) 雇主の名称・所在地・連絡先、企業の業種と就業する職種など必要な事項が表示されていない広告。  
(2) 「男女雇用均等法」「雇用対策法」に準じたもの。  
(3) 「履歴書用紙付求人広告」は、履歴書に本籍地・家族関係・宗教・支持政党など差別につながる可能性のある項目があるもの。  
(4) 求人広告に見せかけて講習料をとったり、物品・書籍などを売りつけたりするものが目的である広告。
- 名誉毀損、プライバシーの侵害などのおそれがある広告**  
広告表現中において名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。
- 選挙運動ビラなど**  
(1) 選挙運動のための折込広告は、「公職選挙法」の要件を備えたもの以外では頒布できない。  
(2) 特に事前運動とみなされるおそれがある広告は、十分な注意が必要である。
- 弁護士広告**  
弁護士及び外国特別会員の業務広告は日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規程」「外国特別会員の業務広告に関する規程」により定められた範囲内でなければ広告できない。
- 医療関係の広告**  
(1) 医療・歯科医療・病院・診療所・助産所などの広告は、医療法に定められた事項以外は広告できない。  
(2) あん摩業・マッサージ業・柔道整復業などについても関連法規に定められた事項以外は広告できない。
- 医薬品の広告**  
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療器具・特定疾病用の医薬品・承認前の医薬品の広告は、「医薬品適性広告基準」の範囲内でなければ広告できない。
- 健康食品の広告**  
健康食品の広告は、医薬品的な効能・効果を表示できない。
- エステティックの広告**  
美顔・痩身などエステ関連広告については、「特定商取引法」で誇大広告の禁止が定められている。  
<例>安全、完璧、日本一、業界一、業界初、絶対、永久、永遠、治療、治すなど。
- 金融関係の広告**  
(1) 消費者金融広告などの貸金業の広告では、「貸金業の規制等に関する法律」で利率や登録番号など必要な表示事項を記載するように定められている。  
(2) 貸付条件について、誇大広告は禁止されている。  
(3) 抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業などの広告については関連法規によって虚偽誇大、誤認期待の表現を禁止している(抵当証券法・投資顧問業法など)。
- その他の注意事項**  
1~13以外の事項で、次に該当する折込広告の取り扱いについては注意しなければならない  
・公序良俗に反したり、反社会的な表現の広告、誹謗中傷のおそれのある広告、あるいは迷信などに頼る非科学的な広告。  
・その他、独占禁止法、景品表示法、関係告示、規約に反するもの。

なお、判断の難しいものは、発行本社と協議のうえ受け付けの可否を決定する。